

委員長（溝手顕正君） ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、特別委員会に関する件を議題といたします。

行政改革に関する特別委員会の設置についてお諮りいたします。

本件につきましては、理事会において協議いたしました結果、お手元の資料のとおり特別委員会を設置することに意見が一致いたしました。

理事会の申合せのとおり決定することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

委員長（溝手顕正君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

委員長（溝手顕正君） 次に、国会職員法の一部改正に関する件を議題といたします。

本件は、国会職員が留学中又は留学期終了後早期に離職した場合に、一般職の国家公務員の例により、国が支出した留学費用の全部又は一部を償還させようとするものであります。

理事会において協議いたしました結果、所要の法律改正を行うことに意見が一致し、お手元配付のとおり草案を決定いたしましたところ です。

つきましては、本草案を国会職員法の一部を改

正する法律案として本委員会から提出することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

委員長（溝手顕正君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、本会議における趣旨説明の内容につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

委員長（溝手顕正君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

委員長（溝手顕正君） 次に、本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件を議題といたします。

本件につきましては、理事会において協議いたしました結果、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案につき、本日の本会議においてその趣旨説明を聴取するとともに、民主党・新緑風会一人十五分の質疑を行うことに意見が一致いたしました。

理事会申合せのとおり決定することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

委員長（溝手顕正君） 御異議ないと認め、さ

よう決定いたします。

委員長（溝手顕正君） 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

事務総長（川村良典君） 御説明申し上げます。本日の議事は、最初に、特別委員会設置の件でございます。行政改革に関する特別委員会の設置

について起立採決をもってお諮りいたします。設置することに決しますと、議長は、議席に配付いたしました氏名表のとおり特別委員を指名されま

す。次に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案の趣旨説明でございます。まず、日程に追加して提出者の趣旨説明を求めるところを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、川崎厚生労働大臣から趣旨説明があり、これに対し、和田ひろ子君が質疑を行います。

次に、日程第一について、外交防衛委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第二について、総務委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第三について、法務委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第四について、厚生労働委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第五ないし第七を一括して議題とした後、経済産業委員長が報告されます。採決は三案を一括して行います。

次に、先ほど本委員会において御決定のありました国会職員法改正案の緊急上程でございます。まず、本案を日程に追加して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、議院運営委員長が趣旨説明をされた後、採決いたします。

なお、本日の議案の採決は、いずれも押しボタンス式投票をもって行います。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約五十五分の見込みでございます。委員長（溝手顕正君） ただいまの事務総長説明のとおり本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

委員長（溝手顕正君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、予鈴は午前十一時五十五分、本鈴は正午でございます。

暫時休憩いたします。

午前十一時四十六分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕